

兵庫働き方改革推進支援センターからのお知らせ

(令和6年度 厚生労働省・兵庫労働局委託事業)

パートの方・契約社員の方が活躍できる職場づくりを

「同一労働・同一賃金」の 取組を応援します

無料の
支援サービス
実施中
(詳細は裏面)

1

2021年4月から正社員とパート・契約社員の 不合理な待遇差は禁止となりました。

パートの方、契約社員の方から正社員との待遇差について理由等を問われた場合、事業主は説明をしなければなりません。

「正社員と同じ仕事をしているのに、正社員と同じように手当をもらえないの？」など待遇の違いを説明できますか？

チェックが必要な 待遇はこちら！

- 基本給
- 賞与(ボーナス)
- 食堂・休憩室等の利用機会
- 各種手当
- 教育訓練 など

「同一労働・同一賃金」の取組事例

- *A社:離職率が大幅に低下し、人材の定着と社内教育の充実により顧客満足度が向上し業績が好転した。
- *B社:これまで曖昧となっていた待遇面での問題が解決でき、不安・不満が最小限となり生産性が向上した。従業員の意見に耳を傾け、更により良い職場環境を目指したい。
- *C社:従業員全体が納得感を持って働ける環境が整備でき、仕事へのモチベーションが高まっている

2

助成金の活用を応援します。

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

キャリアアップ助成金とは

例:「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成されます。

(支給額(労働者1人あたり))

企業規模	賃金引上げ率	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

センターが実施している「訪問コンサルティング」をご利用ください。(詳細は裏面)

ご相談・お申込み先

兵庫働き方改革推進支援センター

厚生労働省・兵庫労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149**

Mail hyogo-hatarakikata@lec.co.jp

所在地 神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F

URL <https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/hyogo/>



兵庫働き方改革推進支援センター 支援サービスをご利用ください



1 お気軽にお電話ください。

●平日、9:00～17:00

専門家が丁寧にお応えします。

「働き方改革」はじめ法改正への対応や
求人・採用に向けた質問にお応えします。

 **0120-79-1149**

2 専門家による 訪問コンサルティングを 実施しています。

オンライン相談の要望にも応じます。

令和5年度 県内700社がフル活用。

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1社原則3回まで無料。賃金規程の見直しなどの相談については、最大6回まで無料で利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

●生産性向上や「同一労働・同一賃金」の取組についてアドバイスをを行います。

●就業規則・賃金規程の見直し、36協定の締結を応援します。

●助成金の活用を応援します。

秘密厳守

最大**6**回まで
無料

課題により最大6回まで利用可

3 社内研修に講師を無料で派遣します。

講師派遣については、上記フリーダイヤルにお電話ください。

申し込み

訪問コンサルティングを利用される方は、下記URL・QRコードからお申し込みください。

※ご記入いただいた個人情報は「訪問支援サービス」にのみ使用いたします。

兵庫働き方改革推進支援センター

URL <https://hatarakikatakakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hyogo/>

